明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路法施行令の一部を改正する政令（一一二）　二
○食品ロスの削減の推進に関する法律の施行期日を定める政令（一一三）　四
○食品ロス削減推進会議令（一一四）　五
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（一一五）　五
○予防接種法施行令等の一部を改正する政令（一一六）　六
○検疫法施行令等の一部を改正する政令（一一七）　七
○未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（一一八）　七
〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三三）　七
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務六）　七
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務四五）　八
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働五二）　三
○予防接種法施行規則の一部を改正する省令（同五三）　三
○開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令（国土交通三五）　三
〔告　示〕
○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府八八）　三
○電気通信事業法第三十四条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の九の二第一項の規定に基づき他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件（総務一八一）　三
○電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第二項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件の一部を改正する件（同一八二）　三
○接続料の算定に用いる値を定める件の一部を改正する件（同一八三）　三
○道路法施行令別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域を定める件（国土交通五六〇）　三
○開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域を定める件（同五六一）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇道路法施行令の一部を改正する政令（政令第一一二号）（国土交通省）

1　消費税率の引上げに伴い、指定区間内の国道に係る占用料について所要の改正を行うこととした。（第一九条関係）

2　指定区間内の国道に係る占用料の額を改定することとした。（別表関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和元年一〇月一日から施行することとした。

◇食品ロスの削減の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一一三号）（消費者庁）

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第一九号）の施行期日は、令和元年一〇月一日とすることとした。

◇食品ロス削減推進会議令（政令第一一四号）（消費者庁）

1　食品ロス削減推進会議の庶務は、消費者庁消費者教育推進課において処理することとした。（第一条関係）

2　議事の手続その他食品ロス削減推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が食品ロス削減推進会議に諮って定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行の日（令和元年一〇月一日）から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第一一五号）（消費者庁）

1　消費者教育推進課の所掌事務を変更することとした。（本則関係）

2　この政令は、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行の日（令和元年一〇月一日）から施行することとした。

◇予防接種法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一六号）（厚生労働省）

1　消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、予防接種法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の規定による葬祭料の額の改定を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、令和元年一〇月一日から施行することとした。

◇検疫法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一七号）（厚生労働省）

1　船舶の全部に対する衛生検査等に係る手数料の額を引き上げることとした。（第一条関係）

2　あへんの売渡価格の額を引き上げることとした。（第二条関係）

3　覚せい剤製造業者の指定の申請に係る手数料の額を引き上げることとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和元年一〇月一日から施行することとした。

◇未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（厚生労働省）

1　未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額を、改正前の二〇万六、〇〇〇円から二〇万九、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一条及び第二条関係）

2　戦傷病者特別援護法による療養手当の額を、改正前の三万三〇〇円から三万七〇〇円に引き上げることとした。（第二条関係）

3　この政令は、令和元年一〇月一日から施行することとした。